

令和2年度

第2回我孫子市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時 令和2年11月25日

開催場所 議会棟第一委員会室

- 1 招 集 日 時 令和2年11月25日(水)午後7時00分開会
- 2 招 集 場 所 議会棟 第一委員会室
- 3 出 席 委 員 石川浩之委員 宇田川勝委員 海老原啓二委員
佐藤昭宏委員 関根秀子委員 高橋裕委員
根本孝英委員 吉野寿美委員
- 4 欠 席 委 員 梅島好美委員 牧則子委員
- 5 出席事務局職員 三澤健康福祉部次長 本庄国保年金課長
野口課長補佐 林主査長
辻主査 山本主任 木間主任
- 6 公開／非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0名
- 8 会議に関する事項
 - 一 開 会
 - 1 資料確認
 - 二 議事
 - 1 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
 - 三 閉会

目 次

一 開 会

1. 資料確認 3

二 議 事

1. 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について . . . 4

三 閉 会

午後6時56分開会

一 開 会

○事務局 それでは、皆様おそろいですので、時間前なのですが始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、また、遅い時間に御出席頂きましてありがとうございます。また皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして、御理解と御協力を頂き、心より感謝申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます課長補佐の野口です。どうぞよろしく申し上げます。

これより令和2年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

1. 資料確認

○事務局 本日、お集まり頂きましたのは、前回に引き続き「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」につきまして、委員の皆様には御報告、御説明をされるとともに御意見を頂きたいと考えております。

初めに、会議を始めるに当たり、本日の資料を確認させていただきます。先日、委員の皆様にお送りした資料といたしまして、資料1「実質的な収支について」、資料2「税率変更案を最適とした理由について」、資料3「1人当たり医療費の近隣市との比較」、資料4「税率変更案のモデルケース、保険税早見表及び近隣市との比較」。

次に、本日、机の上に配付しました資料として「近隣市の令和3年度市町村算定方式標準保険料率（仮係数值）比較」、「第2回 我孫子市国民健康保険運営協議会（補足資料）」、協議の資料ではありませんが、会議の次第と席次表を配付させていただきましたので御確認をお願いします。

資料のない方がいらっしゃいましたら、事務局で用意しておりますのでお申し出ください。よろしいでしょうか。

次に、我孫子市国民健康保険条例施行規則第8条の規定で、本会議は委員の半数以上の出席をもって成立となります。本日は10名の委員のうち8名の出席がございますので、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、本日は我孫子市社会福祉協議会の牧様、公立学校共済組合の梅島様の2名が欠席との連絡がございました。このことにつきまして御報告させていただきます。

次に、会議の公開について御報告いたします。本協議会は、我孫子市情報公開条例第22条の規定により会議は公開となります。

開会に当たりまして、健康福祉部次長の三澤から挨拶させていただきます。

○事務局 皆さん、こんばんは。本日はお忙しいところ、また夜間の時間帯にお集まり頂き、どうもありがとうございます。

前回に引き続きまして、国民健康保険運営協議会の第2回目ということで、保険税率の変更について、皆様にお諮りさせていただきたいと思っております。この税率につきましては、複雑ということと、市民の方に直接影響が出る部分になりますので、十分に審議をしていただき、納得していただければというふうに思っております。

前回、会議を開催した中で、皆様のほうから、分かりづらい点ですとか御指摘を受けた点が多々ありました。その点も含めまして、本日資料のほうをなるべく分かりやすいように作り直させていただいております。この説明もこれからさせていただきますので、何かあれば遠慮なく御質問、御意見等言っていただいて、運営協議会の皆さんの考え等をまとめていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは議事に移ります。

我孫子市国民健康保険施行規則第6条により、会議の議長は会長が当たることになっております。これより会長に議事進行をお願いいたします。

二 議 事

1. 我孫子市国民健康保険税の一部を改正する条例（案）について

○会長 ただいま事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思っております。ぜひ会議が円滑に行えますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、前回から継続審議となっております議題1「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 私からは追加資料の1から3まで、そして本日配付いたしました「第2回 我孫子市国民健康保険運営協議会（補足資料）」について説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

最初に、「第2回 我孫子市国民健康保険運営協議会（補足資料）」について説明します。

初めに「1 諮問事項の内容について」ですが、【諮問理由】につきまして、改めて説明いたします。

国民健康保険は、制度を持続可能なものとし、安定的に運営していくために、平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体とする広域化が実施されました。

平成30年度、31年度の決算では、単年度収支が各年とも約1億7,000万円の赤字であり、その補填のために国保財政調整基金を取り崩して対応しているところです。

令和3年度予算を前年の仮係数に基づく試算結果に据え置いて編成したところ、基金を全て取り崩したとしても、なお、2億3,000万円の不足額が生じる見込みです。この収入不足を改善するため、税率等を次のとおり改定するものです。

保険税率（案）の内容につきまして、後期高齢者支援金等賦課分の所得割を2%から2.75%に、被保険者均等割を4,200円から6,200円に引き上げます。また介護納付金分の所得割を1.55%から1.75%に、被保険者均等割を1万2,600円から1万5,200円に引き上げます。

次に、2ページをお開きください。「2 歳入と歳出の関係について」ですが、さきを送付させていただいた追加資料1「実質的な収支について」の解説資料の3ページにも補足説明として支出の個々の項目における収入との関係について記載していますが、それをより細かくお示ししたものになります。

平成30年度からの広域化に伴い、大きく捉えますと、保険給付費は県からの保険給付費等交付金（普通交付金）で賄われることとなり、その代わりに国民健康保険事業費納付金を保険税、基盤安定繰入金、保険給付費等交付金（特別交付金）を財源として県に支払う形となっています。

次に、3ページをお開きください。「3 決算の推移」ですが、追加資料1「実質的な収支について」では、平成30年度からの推移をお示しましたが、平成27年度からの5年間の推移につきまして改めてお示ししたものとなります。

次に、4ページをお開きください。「4 一般会計繰入金の推移」は、平成27年度からの5年間の推移を示しています。法定内分に大きな変化は見られませんが、平成29年度は法定外分の繰入れを1億7,500万円実施しています。これは平成30年度の広域化に備えて繰入れを実施したものです。

次に、「5 国保財政調整基金保有額の推移」を御覧ください。広域化に備えて平成29年度及び30年度に積み立てを実施しましたが、広域化後は単年度収支が毎年マイナスとなっています。平成30年度は前年度からの繰越金で補填できましたが、31年度から補填できなくなり、基金を取り崩している状況です。そして、基金は令和3年度に枯渇する見通しです。

次に、5ページをお開きください。「7 市町村算定方式による市町村標準保険料率の推移」は、平成30年度から令和3年度までの確定係数と仮係数における市町村算定方式による市町村標準保険料率の推移を示したものです。

下の表「(2) 仮係数」の令和3年度(速報値)を御覧ください。上の表「(1) 確定係数と現行税率」の令和2年度の税率と比較して、全ての項目で引き上げとなっています。毎年12月下旬頃に示される確定係数に基づく標準保険料率の算定結果でも多少の変動はありますが、少なくとも令和2年度の市町村標準保険料率をベースとした今回の税率変更(案)を実施すべき状況であると考えています。

最後に6ページをお開きください。「今後のスケジュール」ですが、答申内容を理事者に報告した後、答申内容を尊重して変更(案)を作成し、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントの結果を踏まえて、3月市議会定例会にて条例改正案を提出します。なお、施行は令和3年4月1日とし、令和3年度分の保険税から適用します。

なお、4ページの「6 国保税込納率の推移」につきましては後ほど御覧ください。

以上で、「第2回我孫子市国民健康保険運営協議会(補足資料)」についての説明を終わります。

続きまして、追加資料1から3までの説明です。さきに送付させていただいた資料のうち、資料1「実質的な収支について」を御覧ください。

説明に入る前に資料の訂正があります。【解説資料】資料1 実質的な収支についての2ページ目、下から2行目の「2億3,086億円」とありますが、こちらは「2億3,086万円」の誤りですので、訂正をお願いいたします。

それでは説明に入ります。実質的な収支の内訳につきまして、平成30年度及び平成31年度の国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)と、令和3年度の当初予算編成状況の推移を事業年報に模した形で3点お示ししています。

最初に、平成30年度の事業年報を御覧ください。左側に収入、右側に支出を表しています。一番大きな表の右下に「単年度収支差(A-B)」があります。この値が、前年度

繰越金や基金繰入金等を含めない、当該年度の歳入及び歳出の収支差を示しているものになります。このため、単年度収支差がゼロに近づくほど、収支の均衡が図れることとなります。

なお、支出額の右に「(再掲) 後期高齢者支援金等分」及び「(再掲) 介護分」がありますが、11月5日に開催しました第1回国民健康保険運営協議会にて提示した税率変更案と一致しておりませんので、御承知おきください。

平成30年度及び31年度の単年度収支差がともに約1億7,000万円のマイナスとなっていることから、両年度においては、今回提示した税率変更案を当該年度に実施していれば収支の均衡が図れていたものと考えられます。

次に、令和3年度当初予算(案)の10月16日当初予算版を御覧ください。今回提示した税率変更案は、この結果を基に作成したものです。単年度収支は、約4億6,100万円のマイナスとなっています。

次に、令和3年度当初予算(案)の11月13日納付金速報版を御覧ください。県から仮係数における納付金の算定結果(速報版)が通知されたことに伴い、10月16日当初予算版から、主に国民健康保険事業費納付金を変更したものです。当初予算版から約5,200万円ほど単年度収支差が改善されましたが、約4億900万円のマイナスとなっています。

最後に、令和3年度当初予算(案)の11月13日納付金速報版【税率改定版】を御覧ください。

これは税率変更案を実施したと仮定した場合の税収入増を反映し、試算したものです。税収入増により単年度収支差が1億7,817万円に改善されていますが、2億3,086万円の赤字となっています。この赤字については、下の表のとおり基金等繰入金及び(前年度)繰越金により、補填できる見込みです。ただし、基金残高をほとんど投入することになるため、令和4年度以降は、この2億300万円の不足を何かしらの方法で補填することになる見通しです。

次に、資料2「税率変更案を最適とした理由について」を御覧ください。こちらに記載のとおり、将来的な保険料水準の統一を図る観点から定められた標準保険料率に近づけることで公平・適切な保険料水準となることから、市町村算定方式による標準保険料率を基とした今回の税率変更案は妥当であると考えています。

最後に、資料3「1人当たり医療費の近隣市との比較」を御覧ください。この表は、近

隣9市の平成31年度の1人当たり保険給付費と各市の前期高齢者の構成割合を表しています。前回の運営協議会の決算の説明において、前期高齢者の1人当たりの医療費は、全体と比較し高額であることを御説明しましたが、基本的には、前期高齢者の構成割合が高い市ほど1人当たりの保険給付費が高額となっています。当市は前期高齢者の構成割合が48.7%と9市中一番高い割合にあり、1人当たり保険給付費も2番目に高い状況にあります。

以上で追加資料1から3について説明を終わりにします。

○事務局 それでは追加資料4「税率変更案のモデルケース、保険税早見表及び近隣市等の比較について」説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

初めに、お送りしました資料4の1ページ目に記載に誤りがありましたので、訂正させていただきます。モデル世帯②の【世帯所得】300万円の場合の【現行】の保険税額が「26万9,900円」と記載がありますが、「26万900円」の誤りになります。また、差額について「1万1,000円」と記載がありますが、「2万円」の誤りになりますので訂正をお願いいたします。

それでは説明を開始させていただきます。

国民健康保険税は、加入者の年齢や所得、世帯構成等により、保険税額が変わってきます。

国民健康保険の加入者は、世帯所得が0円から200万円台までの割合が最も多く、また、単身世帯または2人世帯の割合も多いことから、今回は、国民健康保険の加入者の中で、構成割合の比較的高い世帯や所得で試算していました。

なお、今回の試算結果は、令和3年度の税制改正を考慮した数値となるため、前回お出しした試算結果と数値が異なる場合があります。また、試算を分かりやすくするため、夫婦の所得は同一であることとしています。

それでは、1ページ目を御覧ください。所得階級を上げた場合として、モデル世帯を3つ用意し、各モデル世帯で世帯所得が300万円のときと700万円のときの全6パターンを用意しています。

初めに、1ページ目の左に示しましたモデル世帯①について説明いたします。モデル世帯①は、自営業者などを想定して保険税がどう変わるかを示しています。保険税の内訳は加入年齢によって異なります。モデル世帯は年齢が40歳となることから、今回の税率改正で変更を加える支援金分と介護分の両方が該当する加入者を想定しています。単身世帯

で世帯所得が300万円だった場合、現行で年税額は33万900円ですが、改正後は35万9,800円となり、2万8,900円負担が増えることとなります。また、単身世帯で世帯所得が700万円だった場合、現行では年税額は76万2,900円ですが、改正後は82万9,800円となり、6万6,900円負担が増えることとなります。

次に、1ページ目の中央に示しましたモデル世帯②について説明いたします。モデル世帯②は、定年後の夫婦を想定して保険税がどう変わるかを示しています。国民健康保険の加入者年齢は、60代、70代が比較的多くいる状況です。モデル世帯は年齢が65歳となることから、介護保険については国民健康保険とは別に年金などから引き落とされるため、今回の税率改正で変更を加える支援金分のみ該当する世帯となります。2人世帯で世帯所得が300万円、夫、妻ともに150万円だった場合、現行では年税額が26万900円ですが、改正後は28万900円となり、2万円負担が増えることとなります。また、2人世帯で世帯所得が700万円、夫、妻ともに350万円だった場合、現行では年税額が63万900円ですが、改正後は68万900円となり、5万円負担が増えることとなります。

最後に、1ページ目の左に示しましたモデル世帯③について説明いたします。モデル世帯③は、一般的な家族を想定して夫婦と子2人の場合、保険税がどう変わるのかを示しています。今回の税率改正で変更を加える支援金分と介護分の両方が該当する加入者と、支援金分のみ該当する加入者が混在する世帯となります。4人世帯で世帯所得が300万円、夫、妻ともに150万円、子供の所得はなしだった場合、現行では年税額が36万3,600円ですが、改正後は39万7,100円となり、3万3,500円負担が増えることとなります。また、4人世帯で世帯所得が700万円、夫、妻ともに350万円、子供の所得がなしだった場合、現行で年税額が79万5,600円ですが、改正後は86万3,500円となり、6万7,900円負担が増えることとなります。

続いて、2ページ目から4ページ目を御覧ください。2ページ目から4ページ目は、1ページ目で示したモデル世帯で、世帯所得の推移によって、どのように保険税が変わるのかを示しています。

2ページ目から4ページ目の上段の表は、所得階級の保険税の現行と改正後を出し、比較しています。下段の表は、上段の表の保険税額の内訳を示しています。

また、表内の上の太字は、法定軽減（7割、5割、2割）が適用されている数値です。法定軽減とは、低所得世帯の税負担を減らすため、所得に応じて保険税を軽減する制度で、

国保加入者数や所得等に応じて、平等割額及び均等割額が7割、5割、または2割の軽減が適用されるものです。

表内下の太字は、賦課限度額が適用された数値です。賦課限度額とは、保険税を構成する医療分、支援金分、介護分の年間の賦課上限額のことです。医療分の賦課限度額は63万円、支援金分の賦課限度額は19万円、介護分の賦課限度額は17万円です。そのため、内訳の表の合計は所得割額、均等割額、平等割額を足し合わせた数値ではありません。

なお、実際の保険税の所得割については、所得階級ごとに税額が算定されるのではなく、その方の所得額に応じて税額が算定されるため、2ページ目から4ページ目の表は、所得ごとにおける保険税の目安として捉えてください。

また、3ページ目の2人世帯の保険税額については、税額の算定を分かりやすくするため、2人とも同じ年齢、同じ所得として試算しています。

4ページ目の4人世帯の保険税については、加入年齢や所得、世帯構成によって保険税が異なるため、1ページ目で示したモデル世帯の加入年齢及び世帯構成で試算しています。所得についても、税額の算定を分かりやすくするため、夫婦ともに同じ所得として試算しています。

続いて、5ページを御覧ください。5ページ目は、令和2年度の近隣市の保険料（税）率と我孫子市の改正後の税率を試算した際の比較になります。比較対象として1ページ目で挙げた単身世帯、2人世帯、4人世帯で、世帯所得300万円で比較しています。5ページ目の上の表で、我孫子市の現行の税率及び改正後の税率と近隣市の料率、税率を右側に、各世帯の年間保険料、税額を左側に記載し、5ページ目の下のグラフで各世帯の年間保険料税額が近隣市の中で高いのか低いのかを視覚的に分かりやすく示しています。

続いて、6ページ目を御覧ください。6ページ目は、近隣市の令和2年度の市町村算定方式標準保険料率（確定値）で試算した際の比較になります。5ページ目と同様に、比較対象として、1ページ目で挙げた単身世帯、2人世帯、4人世帯で、世帯所得が300万円で比較しています。6ページ目の上の表で、我孫子市及び近隣市の令和2年度の市町村算定方式による市町村標準保険料率を右側に、各世帯の年間保険料税額を左側に記載し、6ページ目の下のグラフで、各世帯の年間保険料税額が近隣市の中で高いのか低いのかを視覚的に分かりやすくしています。

5ページ目で示している改正後の税額は、近隣市の中で上位に位置づけることとなりますが、今後、近隣市も標準保険料率に近づけていくことが想定されるため、6ページ目で

示している表のとおり、必ずしも我孫子市の税額が高い状況が続くわけではなく、一時的なことが想定されます。

近隣市が全て市町村算定方式標準保険料率（確定値）にした場合、我孫子市の税額は近隣市の中でも低い位置になります。

現在、近隣市は基金の活用や法定外繰入を行っているため、市町村算定方式標準保険料率に合わせていない状況です。ただ、近隣市についても、基金がいつまでもある状況ではないことと、法定外繰入を行わない県の方針であることを考えると、近隣市についても、今後、市町村算定方式標準保険料率に合わせてくることが想定されます。

最後に、本日配付しました資料、【近隣市の令和3年度市町村算定方式標準保険料率（仮係数値）比較】について説明しますので御覧ください。

上の表の右側に、先日、令和3年度の市町村算定方式標準保険料率（仮係数値）の速報値が県から連絡がありましたので、その数値を記載しています。表の左側では、先ほど使用したモデル世帯で仮係数を使った場合の年間保険料税額を記載しています。そして、下のグラフで、各世帯の年間保険料税額が近隣市の中で高いのか低いのかを視覚的に分かりやすく示しています。

速報値で示された我孫子市の仮係数値ですが、医療分の所得割は今回の保険税率改正案より低い数値が示されていますが、均等割と平等割は今回の保険税率改正案より高い数値が示されています。また支援金分、介護分の所得割、均等割についても今回の税率改正案より高い数値が示されていますが、市町村算定方式標準保険料率を使った試算では、近隣市の中で我孫子市は保険税が低い位置にいることが分かります。

以上で、「税率変更案のモデルケース、保険税早見表及び近隣市との比較」についての説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。ただいま「我孫子市国民保険税条例の一部を改正する条例（案）について」の説明が終わりました。これより質疑応答に移らせていただきます。なお、一問一答の形式を取らせていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、御質問のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。御質問のある方。

委員1、お願いいたします。

○委員1 国民健康保険事業の運営状況をもっと理解するために、単年度収支ではなくて、前回、実質収支が分かる資料があればということでお願いして、今回提出していただきま

したけれども、非常に分かりやすくできていいかと思います。

本日記られた補足説明資料の3ページですけれども、「3 決算の推移」ということで、実質収支、いわゆるこれが単年度の決算書上の収支ということになると思うのですけれども、決算書上は歳入から歳出を引いた金額がそれぞれプラスということですずっと来ていますが、基金の取り崩しだとか前年度繰越しを差し引いたその年の実質的な収支ということであれば一番下にある数値ということになると思ひまして、平成27年には1億6,000万円のマイナス、28年、29年はプラスだったけれども、平成30年、31年と1億7,000万円ぐらいのマイナスということで、実際の国保の財政運営が非常に厳しいという状況が分かってきました。

それと基金についてですけれども、次のページの「5 国保財政調整基金保有額推移」ということで、30年度末で5億7,000万円あった基金、これが31年度で1億円取り崩して、今年度の予算ベースでは2億3,000万円の取り崩しをします。今年度末で2億3,000万円ということで、5億7,000万円の半分以下になってしまう。来年度も2億3,000万円の取り崩しということで、あくまでも今回の改定後で取り崩すという形でさらにやるということですが、そうすると来年度、令和3年度ベースだともうなくなってしまふという非常に厳しい状況ということで、今回、国保税の税率改正ということで、被保険者からすると値上げというのは非常に厳しいもので当然してほしくないと思うところなのですが、こういった状況を見ると、値上げ、改定もやむを得ないというのがはっきり分かってきてよかったかと思ひます。

もう1点ですけれども、税率の改正に当たっては、今回、高齢者支援分と介護支援分の収支のバランスを考慮した上で税率の改定を行っていくのがいいのではないかとということで、それぞれの収支が比較できるような資料をお願いしていたのですけれども、今回の資料1「実質的な収支について」の中の後ろにある細かい表、30年度版、31年度版とありまして、こちらの表の右側のほうにある部分、左が歳入、右が歳出の計ということで、右の下のほうにある単年度収支のところの後期高齢者支援分が、30年度でいくと160万円ぐらいマイナス、介護分だと560万円ぐらいのマイナスだよと。それが31年度になると、高齢者支援分が5,200万円のマイナス、さらに介護支援分が2,000万円のマイナスということで、実際に収支を見るとここの部分がマイナスであるということなので、今回ここの部分を改定していくという理由づけがはっきり見えてきて、これもよかったのかと思ひます。

ただ、これが令和3年度になりますと、さらに大きい金額、速報版で見ても、高齢者支援金分が2億7,000万円のマイナス、介護分が9,700万円のマイナスと大きく収支の差が増えているのですけれども、この増えた理由というのは何なのでしょう。

○事務局 お答えします。

こちらの収支なのですけれども、支援金分と介護分が落ちてきているというのは、納付金のほうの額も上がってはきているのですけれども、今回、保険税のほうの所得が落ちているところと保険者数などが減っているというところで、保険税の収入額も減ってきているというところの兼ね合いがありまして、支援金分の単年度収支額と介護納付金分の単年度収支額、こちらのほうがちょっと大きく出ているということになっております。

○委員1 これは我孫子市だけがそういった状況で、やはりほかの市も同じような状況になってくるのでしょうか。

○事務局 お答えします。

被保険者数が減っている、そして後期高齢者支援分と介護納付金分が増えているというのは我孫子市だけではないというふうに捉えております。

○委員1 ありがとうございます。

○会長 委員1、よろしいですか。ほかにございますか。

○委員1 もう1点、よろしいでしょうか。

国民健康保険税というのは、なかなか複雑な仕組みになっているかと思ひまして、なかなか理解できない部分もあると思います。改めて国保税の仕組みというか、内訳についてちょっとお伺いしたいと思っています。

国保税というのは、今こちらのほうでも分かれているように医療分、そして高齢者支援分、介護分、それぞれの合算額で課税されているような状況ですけれども、前回配付された事業概要、この冊子になったのを見ますと、賦課割合の推移というのが中にありまして、その中で応能割と応益割というふうに分かれていまして、今回の税率の改正に当たっては応能割あるいは応益割についてはどのように考えているのでしょうか。

○会長 お願いいたします。

○事務局 国保料、国保税もそうなのですが、算出する基としまして、均等割及び平等割というのが応益割と言っています。所得割が応能割と言っています。ですので、均等割と平等割というのは人数とか世帯の数によってかかってくる税金の部分、所得割というのはそのとおり、所得の高さに応じてかかってくる部分になっています。基本的には、応能負

担、応益負担というのは50対50になるのが標準としていますが、この割合はあくまで標準ということで、市町村の実情に合わせて、その割合は変えて構わないということになっております。

ちなみに、今回の税率改定した場合、支援金分なのですが、税率改定する前は応能割合が74.99%、応益割合が25.01%、税率改定した場合が72.99%、応益割合が27.01%。介護分なのですけれども、応能割合が41.28%、応益割合が51.72%、税率改定した場合の介護分が46.26%、応益割合が53.74%という試算となっております。

○事務局 今、現行の割合と改正後の割合ということでお伝えさせていただいたのですが、将来的にはこれを段階的に、50対50という標準的なものというのがございますので、特に医療費分のほうがかなりこのところは——すみません。支援金分のところは50対50から結構離れた数字になってきておりますので、将来的には段階的に50対50に近づけていきたいなというふうに考えております。以上です。

○会長 ありがとうございます。委員2、お願いします。

○委員2 資料2について御質問です。上から3分の2辺りのところ、「将来的には、都道府県統一の保険料水準を目指す」とありますが、この課題のゴールはいつ頃なのか、決まっているものなののでしょうか、現段階で。この「将来的」というのは、いつなのでしょうか。

○会長 ただいまの件について、お願いします。

○事務局 お答えします。

今回、県の国保運営方針の中に盛り込まれましたのが、「市町村との協議を深めていく」というような文言を今回付け加える予定でいるそうです。今パブリックコメントとかかけているところなのですが、国のほうも、かなりこの統一保険料というところに力を入れているようなのですが、市町村はいろいろ事情があるような形とか、県のほうでもその辺をしっかりと統一するまでの間には事務の標準化、あとはシステム関係の標準化とか、いろいろ超えなければならない問題があるというところで、ゴール地点は決まっておりますので、これから県のほうも本腰を入れながら市町村とのそういった協議を深めていきながら、統一に向けた会議だとか、そういったものが開かれるのではないではないかと考えております。それに向けて作業部会とか、そういったものも県のほうでは考えているようなので、いつになるかということとは申し上げられないのですけれども、遠いといっても

5年後になるか、6年後になるか、そういった方向では協議が行われていくというような形でございます。

○会長 委員2、お願いします。

○委員2 ありがとうございます。いわゆる国の行政としては、県、市町村にこういう仕事を依頼するという点において、やはり夢ですから将来のゴール地点をある程度想定して仕事を進めてもらわないと、皆さんも毎年毎年これだけ膨大な仕事をしていただいて、先々どうなるのだろうという状態でお仕事をされるのは大変苦痛だと思います。世の中のいろいろな保険制度を見ても、市町村が主体となって、保険税率、いわゆる料率を決めなければいけないという世界はないと思うのですね。もし都道府県統一の保険料水準を決める方向性があるとすれば、それは厚生労働省なりがもっと責任を持ってゴールの地点を決めて、時期を決めて、そして市町村の皆さんも、そして国も県も全体がいい仕事をやっているな、楽しいね、将来ここに行けばこうなるよね、そういう大きな目線でもって仕事というのを進めていかないと、皆がいらいらして、いい仕事をやろうとしても「何なのだろう」とか。私は前回もそういう気持ちでしたのですけれども、本当に皆さんに対しては「お疲れさま」と言うしかないですね。それから「厚生労働省はもっとしっかりせんかい」と、「県ももっと厚生労働省を焚きつけろ」ということを私は申し上げたいと思います。とにかくゴールのないような仕事というのは、この世の中で一番やりたくない仕事の1つだと思っております。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかに。

委員1、お願いします。

○委員1 今の委員2のお話ですけれども、私も全くそのとおりで思っています。いわゆる税負担の公平化ということであれば、千葉県であれば、千葉県民はどこに住んでいても、同じ所得水準であれば「同じ保険料を払うよ」という形で、保険料を納めるような形にしていく。後期高齢者がそういう制度になっているかと思うのですけれども、国保についても、そういった制度にしたほうがいいのかと個人的には思っています。これについては、最近、国のほうでも、都道府県で統一する取組を始めたなどという新聞記事がありまして、国のほうで新たな指標を設けて都道府県による検討の加速化を促すようなことが、つい最近始まったようなことも出ていますので、市としてもそういった県の会議等があれば、その辺を早く統一するような形の話をしていただければなと思っております。

○会長 ほかに御質問等ありましたら、お願いします。

委員3、お願いします。

○委員3 とても分かりやすい資料で助かりました。僕の質問は、来年4月以降に保険税を上げるということの話し合いなのですけれども、この税率をどのくらい続けていくのか。補填させていただいていた国保財政調整基金というのももうなくなるということで、「どこかほかからまた引っ張ってこなきゃ」なんておっしゃっていましたが、政治も変われば、そういったことも変わると思いますが、税率を上げると、我々の受診率は多分下がります。一時期ですけれども。そういうことも考えると、どのくらいの期間か分かりませんが、5年後に見直すのか、1年後には見直さなければいけないのだったら1年後に見直す基準は何なのか。そういったところがもし分かっていたら教えてください。

○会長 今の御質問に関してお願いします。

○事務局 お答えします。

先ほど基金の話が出ましたが、基金をこのまま全部使ってしまうということになると、2億3,000万円丸々足りなくなる。そういったものはどうするのだということのお話になると思うのですが、その場合は、1つは、また保険税を上げなければいけない。もしくは一般会計から繰入れをさせていただいて、どうにかもう1年なりもたせる。その方法については、令和3年度に既に一般会計から足りない分について繰入れをさせていただき、基金のほうは、全額は入れずに半分ぐらい入れて、どうにかその年は乗り越えらる。その次のもう1年もまた同じような形でやるというようなことで、2年先延ばしにするという方法もあるかと思えます。ただ、今現状では決まりがない状態でありまして、それについては今回保険税率を上げさせていただきながら、その状況を財政当局、理事者含めまして相談しながら、どの時期に上げるかというのは、これから決めていかなければいけないところがございますので、ちょっと申し訳ございませんが、はっきりとは申し上げられない状況でございます。できれば2年間は上げずにいたいなという思いではあります。

○委員3 1年たたないと分かりませんからね。分かりました。

○会長 ほかに御質問ございませんでしょうか。諮問事項ですので、皆さんの御承認が最終的には必要になりますので、御意見等ございましたら。

委員4、いかがでしょうか。何か御意見等ございますか。

○委員4 特に……。保険料が上がるということになると、一般の人に負担がかかるとい

うところで、ただこれを見るとやむを得ないのかなというところもありますので、致し方ないのかなというところだと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。

委員5、いかがでしょう。

○委員5 質問は特にありません。前回に比べると非常に分かりやすい資料でよく分かりました。率直な印象としては、特別我孫子市が高いというわけでもないので、引越さなくて済んだかなという印象です。きっとみんなもそう思うのではないかと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。

委員6、何かございませんでしょうか。

○委員6 私は自分の65歳の2人世帯のところ一生懸命計算していたのですが、6回に分けて、そこそこいい金額になるなという。大したことはないと言えば大したことではないのだけれども、納める側からすると、ちょっと上がったなという印象はありますよね。これは出す側としてはちょっと、何かごまかせる方法はないのかなと。ごまかすって、今度はそれをお願いする側として、上手に何かできる方法はないのかなと思います。これは均等割ですから、先ほども説明されていましたが、市民である以上これは何と出さなければならぬという雰囲気をつくらないと難しいのかなと。プロパゲーションをもっと上手にやらないと、上がったという印象になってしまうのかなという不安はありますよね。

○会長 ありがとうございます。

委員7、何かございますでしょうか。

○委員7 質問はないのですが、厳しい状況というのがよく分かりました。予算というか、それをどこから持ってくるというばかりではなくて、我々現場の者も努力して医療費というものを少し下げっていくということ、これから努力していくのも1つの解決策になるのではないかなと改めて思いました。

○会長 本日頂いた補足資料の一番上の1ページ目の「保険料率変更(案)の内容」ということで、真ん中にある現行の後期高齢支援金と介護納付金の料率と均等割の金額をそれぞれ改正案のように変えるという事務局の案でございますが、こちらの案を今回御承認頂くということになりますけれども、別の案があったりとか、そのような御意見等はございませんでしょうか。

私が1つお聞きしたいのは、上限の金額というのはそれぞれあるかと思うのですが、そちらの金額を上げるとか、そういうことは今回考えられなかったのでしょうか。

○事務局 限度額の話かと思うのですが、限度額は毎年のように少しずつ上がっていった状態なのですが、今来ている情報によりますと、来年は限度額を上げるというのではないという情報です。来年はないにしても、その次の年からも少しずつ徐々に、また物価の上昇とかに合わせて上がっていくということは想像できます。

○会長 ありがとうございます。その他、御意見、御質問等はいかがでしょう。

ないようであれば、ここで質疑打ち切りということでよろしいでしょうか。

本議題につきましては、諮問事項でありますので、皆様の承認を頂くこととなりますが、異議があるか、御賛同頂けるかどうかの御承認をさせていただきたいと思えます。

ただいまの事務局の御説明どおりの保険税の引き上げについて、異議があるという方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○会長 それでは皆さん、異議がないということで、御承認頂けるということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○会長 今回の答申につきましては正副会長に一任させていただきまして、事務局を通して市長にお答えするということとなりますので、そちらでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

三 閉 会

○会長 皆さんに承認頂けたということになりますので、以上をもちまして、令和2年度第2回我孫子市国民健康保険運営協議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

午後8時01分閉会